

真の分権型社会の実現を求める決議

我々はこれまで、基礎自治体が地域の総合的な行政主体としてその役割を一層果たせるよう、真の分権型社会の実現を求めてきた。これまで、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」第1次及び第2次一括法が成立するとともに、第3次一括法案が国会に上程されるなど、国と地方との新たなパートナーシップの関係のもと、真の分権型社会の実現に向けた改革が進んでいることは一定評価するが、この改革をより確実なものとするため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 基礎自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しについては、これまでの3次にわたる一括法での対応にとどまることなく、住民に身近なサービスのより一層の向上を図るため、地方分権改革推進委員会の勧告を上回るさらなる権限移譲や、同勧告に沿った法令による義務付け・枠付けの廃止を原則としたさらなる見直しを行うこと。
2. 地方が担うべき分野については所要額全額を税源移譲すべきであり、その工程を明らかにすること。その前提のもと、あくまで税源移譲までの経過措置としての地域自主戦略交付金について、具体の制度設計にあたっては、先行する都道府県と指定都市の運用状況も踏まえ、国と地方の協議の場等で十分協議し、地方が必要とする総額の確保とともに、配分にあたっては、地方交付税制度との整合性に留意し、予算編成等に支障をきたすことのないよう、交付額を早期に明示すること。
3. 地方固有の財源である地方交付税については、福祉・医療・子育て等社会保障、教育などの経常的な行政サービスや道路・橋梁等の改修費用などの財政需要の増嵩を的確に地方財政計画に反映させ、必要な総額を確保すること。恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく対応すること。
4. 社会保障制度改革等、地方行財政や自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、国と地方の協議の場において十分協議を行なうとともに、国と地方の協議の場を実効ある運営とするため、具体的な協議にあたっては、地方からの意見を的確に制度設計等に反映することができるよう、あらかじめ十分な時間的余裕を持って提案を行い、分科会等の積極的な活用を図ること。
5. 地域主権推進大綱（仮称）を速やかに策定すること。策定にあたっては、地方と協議し、その意見を十分反映させること。

以上、決議する。

平成 24 年 10 月 19 日
近 畿 市 長 会

生活保護制度の見直しに向けた決議

生活保護制度は、昭和 25 年の制度創設以来、抜本的な改革がなされないまま今日に至っており、制度疲労を起こしている。

生活保護世帯は依然増加傾向にあり、悪質な不正事案や貧困ビジネスも発生している。さらには、最低賃金や年金と生活保護の定める最低所得水準との逆転現象は、国民の不公平感やモラルハザードを招いている。

こうした状況をそのまま放置すれば、自治体のみならず国全体が危機的な状況に陥るおそれがある。今こそ、生活保護制度が最後のセーフティネットとして、真に生活に困窮する方を確実にかつ適切に保護する、あるべき制度となるよう、抜本的な見直しが必要である。

近畿各市はこうした危機感のもと、平成 24 年 5 月 11 日の本会総会において、「生活保護制度の抜本改革を求める決議」を採択する等、国に対し改革への早急な着手を強く求めてきたものである。

こうした地方自治体の要望等に対して国は、今年 4 月に「次世代の育成と活躍できる社会の形成に向けて」の中で「生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて総合的に取り組むための『生活支援戦略（仮称）』」を今秋に策定するとし、7 月に「生活支援戦略」（中間まとめ）を示し、併せて、今年 4 月に社会保障審議会に「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置する等、生活保護制度の改革に向けて具体的に検討を始めた。

こうした国の動きについては評価する一方、「生活支援戦略」に関する議論が行われている中で、生活保護制度の見直しについては、地方自治体の意見を十分に反映させた制度改正となるべきである。

よって、次のとおり特段の措置を講じるよう改めて強く要請する。

1. 今秋に予定されている生活保護制度の見直しを含んだ「生活支援戦略」（仮称）を策定する際には、特に生活保護業務の実施主体である地方の意見を十分に反映すること。
2. 「生活支援戦略」（仮称）については、平成25年度からの7カ年で取り組むものとされているが、生活保護受給者が増加し続けている地方自治体の危機的状況を踏まえ、今後検討・実施するとされている各施策について、速やかに実施していくこと。
3. 生活保護は憲法が保障するナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきものであることから、人件費を含む経費を全額国が負担すること。

以上、決議する。

平成 24 年 10 月 19 日
近 畿 市 長 会

自殺総合対策の抜本的充実を求める決議

国の年間自殺者が3万人を超えて、国際比較においても突出して高い危機的な状況が14年間も続く中、昨今は、いじめによる自殺の顕在化も各地で相次ぐ事態となっている。そもそも、自殺率が極めて高いこの異常な状況は、憲法上保障されるべき基本的人権、最低限の生活権などの根底に横たわる課題であるとともに、一人ひとりの生きようとする本源的・本能的な願いや思いを基礎におく私たちの社会の成り立ちに深く関わる課題であり、社会保障や住民福祉が論じられているその足下で、この社会の土台が気がつかないうちに蝕まれつつあることを示している。

このような状況の中、平成19年に閣議決定された国の「自殺総合対策大綱」が本年8月に改定された。この改定された自殺総合対策大綱においては、「自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題」(WHO)であることを確認しつつ、新たに「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことが高く旗印として掲げられた。このため、「国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要」とされるとともに、「今後は地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策へと転換を図っていく」ことが明確に謳われており、住民に一番身近な基礎自治体の果たすべき役割と責任はますます重要になってきている。

このため、いわば“命を守る福祉”とも位置付けられるべき自殺総合対策において、国家の根本的かつ最重要な課題の一つとして、地域・現場レベルでの実践的、具体的な取組みが、国・地方を挙げて総合的かつ強力に進められるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 自殺対策は、“生きる権利”という究極の基本的人権等に関わる課題であり、国家的な重要課題となっている現状から、国の責任において、あまねく全国の自治体で十分な対策が行われるよう、必要な財源を確保すること。
2. とりわけ、総合的に対策を進めるための「いのちと暮らしの総合相談会」、専門家と連携し複合的問題を支援する専任職員の設置、再企図防止専門家チームの派遣などの重要対策が、全国すべての自治体で実施できるよう、自治体への支援又は連携を必要十分に行うこと。
3. 自殺者への保険給付制度のあり方について検討するとともに、一方で、自殺を防ぎ“生きる支援”を行うための総合的なセーフティネットの構築について、積極的な検討を行うこと。

以上、決議する。

平成24年10月19日
近畿市長会